

令和8年度第1回 液化石油ガス規格委員会

1. 日 時 令和8年6月16日（火）11:00～12:00
2. 開催方法 WEB開催
3. 議 題
 - (1)【審議】令和7（2025）年度見直し対象 KHKS
 - (2)【報告】令和8（2026）年度見直し対象 KHKS
 - (3)【審議】技術基準整備3ヶ年計画
 - (4) その他

なお、以下の点にご留意下さい。

オブザーバーとしてのご出席を希望される方は、氏名、職業、連絡先（電話番号及びFAX番号）を必ず明記のうえ、令和8年6月11日（木）までに下記連絡先まで、FAX又はe-mailにてご登録ください。

登録は先着順で受け付けさせていただき、収容人数を超過した場合には、お断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。（収容人数を超過した場合にはご連絡いたします。）

また、液化石油ガス規格委員会に出席する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。オブザーバーとしてご出席を希望される方は、この点ご留意いただきますようお願いいたします。

※ご注意（規格委員会規程第14条第6項に基づく録画等に関する注意事項）

- ・本委員会は、事務局が議事録を作成する目的で録音・録画させていただきます。
- ・委員を含む参加者の録音・録画は原則として認められませんので、ご了承くださいませようようお願いいたします。

事務局： 高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安基準グループ
保安基準チーム 樋渡

TEL: 03-3436-6103

FAX: 03-3438-4163

e-mail: hpg@khk.or.jp

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。